

石狩市民図書館地域行政資料収集・整備方針（案）

平成 28 年 2 月

1 目的

石狩市に関連する資料は、市民が地域を理解し、まちづくりに積極的に参画するため、また、文化を次の世代に継承するために、本市にとって貴重な財産であるが、石狩市民図書館で収集しなかった場合、散逸してしまう可能性が高い。

ここに、様々な手段を講じて積極的・継続的・網羅的に収集していくため、地域資料・行政資料をはじめとする「石狩市民図書館地域行政資料収集・整備方針」を定める。

2 地域資料

（1）定義

- ア 石狩市を中心とした地誌（歴史・自然・産業・文化等）に関連する資料
- イ 石狩市にゆかりのある人物を扱っている資料
- ウ 石狩市を中心とした地域の伝来（伝説・言葉・風俗・習慣等）に関する資料
- エ 石狩市の姉妹・友好都市など、関連する団体や組織に関する資料
- オ 石狩市にある企業・団体等が作成する資料
- カ 石狩市の住民自身が作成する資料（特に一般的に流通していないもの）
- キ 石狩が舞台の文学、石狩在住者、出身者、ゆかりのある人の資料
- ク その他、市民に必要と考える北海道に関する資料

（2）収集範囲

石狩市に関する資料を網羅的に収集する。また北海道に関する資料に関しては、内容を精査し収集する。

（3）種類

① 図書

- ア 市販図書
- イ 自費出版図書
- ウ 市内法人の発行した要覧・名簿・統計・調査報告書・社史など
- エ 自治会・町内会・子ども会・地域生産者・組合・政党・その他団体などの発行物
- オ サークル・各種団体の発行物
- カ 電話帳
- キ 家庭新聞・ミニコミ誌
- ク その他

② 新聞・雑誌・逐次刊行物

- ・新聞は、北海道新聞石狩版を切り取ったファイリングも含める。
- ・雑誌は、郷土研究誌、タウン誌・フリーペーパーなども含める。

③ 地図・航空写真

地形図（管内図）、都市計画図、住宅地図、航空写真等のほか、商店街マップ、観光マップなども収集する。年代ごとにまちの変遷が辿れるように収集し、入手困難な資料については、複製物の入手に努める。

④ パンフレット・リーフレット・チラシ・ポスター

- ・祭りや各種イベント、講演会など、石狩市内のあらゆる催し物に関する資料
- ・チラシは、新聞折り込み広告から、石狩市内の事業所や店舗、不動産物件など、まちの様子や時代背景が把握できる資料を選んで収集する。また街頭で配布されるものにも留意する（新聞折り込みのチラシの内、スーパー・パチンコ店など定期的に発行されるものは、月初めの1枚を収集する）。
- ・飲食店メニューなど、事業所・店舗内で掲示、配布する資料も収集に努める。

⑤ その他の形態の資料（写真・フィルム・音声資料・映像資料・絵葉書・原稿など）

- ・写真、フィルム、音声資料、映像資料は、寄贈者本人（または家族）が撮影・制作したものを中心に収集する。
- ・映像資料は、特定個人が写っているもの、テレビ番組の録画は原則として不可とする。
- ・博物資料については都度検討することとし、その際には、いしかり砂丘の風資料館と協議する。

（４）その他

① 資料の電子化

郷土の希少な資料を後世に残すため、原本を保存し、また電子化による複製物の作成について検討を進める。

② 石狩市に関する新聞記事データベース

新聞記事の切り抜き記事を電子化し、索引をつけ、データベース化する。

３ 行政資料

（１）定義

- ア 石狩市・石狩市教育委員会・教育機関が刊行した発行物
- イ 石狩市の外郭団体・関連団体の発行物
- ウ 姉妹・友好都市、友好図書館の発行物
- エ その他、市民に必要と考える北海道及び道内自治体の発行物

(2) 収集の範囲

地域資料に準ずるが、市民に対して配布、もしくは公開している冊子等を収集対象とする。また、石狩市内の学校に関する資料（要覧・学校史・紀要など）は、全校児童・生徒を対象にした学校だより等も収集するが、卒業アルバム・学級報告・名簿・文集など、個人情報が多く含まれるものは、原則対象外とする。

(3) 種類

地域資料に準ずる。

4 地域資料コレクションの形成

地域の特色や文化を学ぶためのコレクションコーナーを設置する。また、コレクションのテーマは次のものとする。

- (1) 鮭・石狩鍋
- (2) 鯿・漁業（関連テーマ：厚田・浜益）
- (3) 石狩浜（関連テーマ：石狩川、動植物、灯台、縄文文化、遺跡など）
- (4) 石狩湾新港（関連テーマ：エネルギー）
- (5) 俳句（関連テーマ：秩父事件、井上传蔵）
- (6) 人物（歴史的な人物から現在活躍している人物まで、関連資料を幅広く収集する）